

その1
身近な人からの
勧誘でも
毅然と断る!

マルチ商法の
被害を防ぐための



その3
事業者への
投資の勧誘を
安易に信じない!

その4
身近な人の様子に
不審点があれば
相談にのる!

その2
安易に
甘い言葉を信じて
契約しない!

その5
困ったら早めに
消費生活センター
にご相談を!

※相談窓口については下記をご覧ください

クーリング・オフ

あきらめないで! 契約解除できるかも!

クーリング・オフとは、特定商取引法で定める連鎖販売取引に該当する場合は、消費者が契約書面を受け取った日を含めて20日以内であれば、一方的に無条件で契約を解除することができる制度です。

クーリング・オフをするには

- クーリング・オフは、必ずはがき等の書面で事業者に通知します。
- はがきで通知する場合はコピーを取って証拠を残し、特定記録郵便や簡易書留等の出した日付がわかる方法で出しましょう。
- クレジットを利用している場合は、クレジット会社にも出しましょう。

〈はがきの記載例〉

郵便はがき	通知書
<input type="checkbox"/> 特定記録	次の契約を解除します。 契約年月日 平成〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇〇円 販売者 株式会社xxxx □□営業所 担当者△△△△△ クレジット会社 △△△△△株式会社
○○会社御中	平成〇〇年〇月〇日 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名〇〇〇〇〇
○○市○○区○○町 自分の住 名所	

消費者
ホットライン **0570-064-370**

消費者ホットラインは全国共通の電話番号です。お住まいの都道府県・市区町村などの消費生活相談窓口が分からぬ場合は、こちらへご連絡ください。お近くの消費生活センターもしくは国民生活センターにつながります。

消費者庁

<http://www.caa.go.jp/>
<http://www.caa.go.jp/m/index.php>(携帯版)

消費生活相談窓口

独立行政法人
国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/>
<http://www.kokusen.go.jp/mobile/>(携帯版)

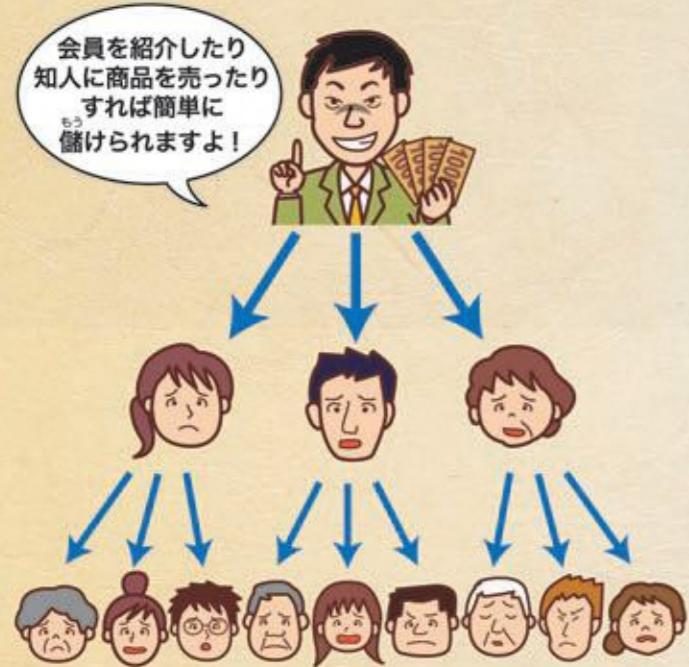
マルチ商法に ご用心!!



★この印刷物は再生紙を使用しています。コピー、転載はお断りします。

マルチ商法って?

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。



実際は、販売組織の会員となっても販売成果を上げられず、**借金が残って被害者となる**だけでなく、自らが勧誘・販売することで**加害者となり被害を拡大させたり**と、非常に問題の起こりやすい取引形態です。



友人や親類との関係が
壊れてしまうケースも
少なくないござる!

一の巻 高校時代の友人に「食事に行こう」と誘われて…

ところで、
良いバイトが
あるんだけど…

会員になって、
健康食品を知り合いに
売るだけで簡単に
もう
儲けられるよ

この後
説明会も
あるんだ

やってみよう
かな

落とし穴

「食事」や
「会合」など、
本来の目的を
隠しての勧誘が
多い。

落とし穴

商品購入の際、
事業者から
お金を借りるよう
勧められることも

**勧誘時の話とは違い
まったく儲からない…**



二の巻 叔母の誘いで化粧品サロンの無料体験に行って…

この美容器
買いませんか

ちょっと高いけど
紹介者を集めれば
紹介料でたくさん稼げるのよ

じ、じゃあ
買います…

叔母には
お世話になってるし
断りにくいくわ…

落とし穴
身边な人からの
勧誘だと断りにくく、
契約してしまうという
傾向も。

こんなに高いもの
買うんじゃなかつ…

紹介する人も
見つからないし…

三の巻 知人から電話がかかってきて…

事業に投資
しないかい

人を紹介すれば
出資による配当の他に
紹介料が受け取れる

それは良い
投資するよ

よし。配当が
振り込まれて
いるな

落とし穴
はじめは配当が
振り込まれることで
信用してしまう。

**最初の数ヶ月で
振り込みは停止。**

An illustration of a man with a wide-open mouth, shouting into a white telephone receiver held to his ear. He is wearing a green vest over a yellow shirt. The background is plain white.

その後は事業者と連絡がつかない…